☑駅前エリアのブロック分け

* 駅前エリアの地域特性等を考慮し、５つのブロック別部会（東・西・南・北・中央）に分けて検討を行う。

|  |
| --- |
| 駅前エリア「ブロック」分けのイメージ |

**3-2 対象エリアの特性**

|  |  |
| --- | --- |
| 駅前エリア | 1. ブロック別に地域特性（施設の立地･来訪者の状況､地下街の有無等）を考慮し、具体的な対策を検討 2. 各ブロックの役割や情報提供拠点（候補地）を検討 |
| 周辺エリア | 1. 一斉帰宅を抑制※し、駅前エリアへ向かわないようにするための啓発等の　対策を検討 2. 「駅前エリア」の周辺を「準駅前エリア」として位置付け、情報提供拠点の設置など、駅前エリア事業所の負荷を少しでも減らす対策を検討  * 大阪府「事業所における「一斉帰宅の抑制」対策ガイドライン（平成３０年９月）」を活用 |

☑周辺エリアの役割

* 周辺エリアとして「駅前エリアの負担軽減」、「駅前エリアや準駅前エリアへの後方支援」（特に「一斉帰宅の抑制の周知・徹底」、「情報提供拠点の運営」）に取り組んでいく。

☑準駅前エリアの役割

* 周辺エリアとして「駅前エリアの負担軽減」、「駅前エリアへの後方支援」（特に「一斉帰宅の抑制の周知・徹底」、「情報提供拠点の確保・運営」）に取り組んでいく上で、「駅前エリア」の周辺を「準駅前エリア」として位置付け、周辺エリアの中でも重点的に駅前エリア事業所の負荷を減らす対策を講じるエリアとする。

☑各エリアの検討事項

１．周辺で留める対策

　・ 「一斉帰宅の抑制の周知・徹底、情報提供拠点の運営」は、駅前エリアや準駅前エリアと同様に検討する。

　・ 「一つ手前駅対策」として、鉄道事業者と連携し、準駅前エリアに位置する駅（阪急：中津、阪神：福島、JR：天満・福島・新福島、等）周辺において、情報提供を行う。

２．カウンターパート方式※による支援体制

　・ 駅前エリアのどのブロック（または情報提供拠点）、準駅前エリアのどの事業所等（または情報提供拠点）をカウンターパートにするのか検討する。

※ カウンターパートとは、「対等の立場にある相手」という意味であり、カウンターパート方式とは、支援が必要となるブロック（または情報提供拠点）に対して、ペアとなる事業所等（または情報提供拠点）を決め、その事業所等（または情報提供拠点）が責任をもって、継続的に担当のブロック（または情報提供拠点）への支援を行うという方式

３．カウンターパート方式の具体化

　・ カウンターパート方式による支援体制の検討を進め、一定の議論が進んだ上で、カウンタ―パート同士の連絡・連携体制（人的支援含む）の具体化を図る。

**3-3対象ブロックの特性**

* 各ブロックの地域特性を考慮した具体的対策を、ブロック別部会にて検討することとし、各ブロックの役割として、考えられる対策を以下に示す。
* なお、対策は地上部を優先し、地下街等については順次検討していく。

|  |  |
| --- | --- |
| ブロック | 各ブロックの役割として考えられる対策（案） |
| 東 | * 中津方面・中崎方面から「中央ブロック」や「東ブロック内の駅　　　周辺（阪急梅田、地下鉄梅田）」への人の集中を防止 |
| 西 | * 福島方面・堂島方面から「中央ブロック」や「西ブロック内の駅　　　周辺（地下鉄西梅田）」への人の集中を防止 |
| 南 | * 北新地方面・東梅田方面から「中央ブロック」や「南ブロック内の駅周辺（地下鉄西梅田・東梅田、阪神梅田、ＪＲ北新地）」への人の集中を防止 |
| 北 | * 大淀方面・中津方面から「中央ブロック」への人の集中を防止 |
| 中央 | * 最も人が集中しているブロックであることから、さらなる混乱を　防止するために、中央ブロックに人を近付けない対策（例：中央ブロックの状況を発信する等）を検討 |

※上記は事務局（案）であり、各ブロック別部会で検討し適宜修正していく。

**3-4 想定帰宅困難者数**

　　　　　　　Ⓐ

　　　　　　　　　　　　　　　　　Ⓒ　　　　　　　　　　　　Ⓑ

［本計画における帰宅困難者（Ⓐ＋Ⓑ＋Ⓒ）の整理（基本的な考え方）］

○従業者等の滞留人口（屋内滞留者）（Ⓐ）⇒　一斉帰宅の抑制が必要

○外部来訪者の滞留人口（屋外滞留者）のうち徒歩帰宅不可能者（Ⓑ）⇒

　一時滞在スペースの確保が必要

［想定手法］

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 内　容 |
| 想定の考え方 | ○国土交通省の駅周辺滞留者数想定フローに基づいて想定した。  ○近畿圏パーソントリップ調査のデータを基に、対象駅周辺ゾーン※１における平日の非居住滞留人口※２の推計を行い、来訪者の来訪目的によって、帰宅困難者になり得る人数を想定した。  ※1 駅を中心とする概ね半径1km圏内を設定。  ※2　対象駅周辺ゾーン内の居住者は含まない。  ○また、近畿圏パーソントリップ調査では動向が把握できない、近年増加傾向にある外国人観光客等の人数や近畿圏外からの来訪者の人数を別途想定し、反映した。  ○その他、国勢調査のデータを基に、経年変化を反映した。 |
| 使用データ | ○近畿圏パーソントリップ調査（平成22年）／国土交通省  ○訪日外客数（平成29年）／日本政府観光局  ○来阪外客数の推移（平成29年）／大阪観光局  ○国勢調査（平成22年、平成27年）／総務省  ○各駅の乗車人数（平成27年）／大阪市  ○全国都市交通特性調査（平成27年）／国土交通省 |

**４ 計画の位置付け**

* 本計画は、災害の発生等により東日本大震災発災直後（H23.3.11）の首都圏と同様、「壊滅的ではない共助による対応が可能な状況」、「全鉄道が運行停止し、振替輸送がなく、一斉帰宅が生じてしまうような状況」での大阪・梅田駅周辺地区の混乱防止を目的とし、災害発生から発災後の帰宅が可能となるまでの対策と、これらに必要となる対策について策定する。
* 関係機関や事業者がそれぞれの役割を分担しながら、帰宅困難者対策に取り組むこととする。
* 災害発生後に対応する段階を４つのフェーズに分け、帰宅困難者への対応としての具体的な取組み（６項目）と、本協議会での適用範囲との関係を整理すると次のように考えられ、フェーズ１（災害発生）からフェーズ４（帰宅行動）開始までを本計画の対象範囲として位置付ける。

|  |
| --- |
| 表　計画の位置付け |
| |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | |  | フェーズ１ | フェーズ２ | フェーズ３ | フェーズ４ | | 状況 | 災害発生 | 避難行動 | 一時滞在スペース  での対応 | 帰宅行動 | | 対応 | ①一斉帰宅の抑制 | ②帰宅困難者の安全確保  ③帰宅困難者への情報提供  ④駅周辺等における混乱防止 | | ⑤徒歩帰宅者への支援 　⑥帰宅困難者の搬送 | |  | 大阪・梅田駅周辺地区帰宅困難者対策協議会 |  |  |  | |  | （全体計画）  ➢ 帰宅困難者対策計画  （現地対応）  ➢ 帰宅困難者対応マニュアル  ➢ 情報提供拠点運営マニュアル  　➢ 一時滞在スペース運営マニュアル |  |  | | 適応範囲 |  |  |  |  | | 大阪府 |  |  | 関西広域連合 | |  |  | |  |  |  | 交通機関の代替輸送  徒歩帰宅支援　等 | | 事業所における  「一斉帰宅の抑制」  対策ガイドライン  （平成30年9月）  ※府内事業所での  取組み |  |  |  | |  |  |  |  |  | |  |  |  |  | |  |  |  |  | |  |  |  |  | |

**５ 事業者・行政・帰宅困難者の役割分担**

* 帰宅困難者への対応については、行政は被災市民の救援を行う中で、『公助』には限界があるため、事業者等の『自助』『共助』による取組みとともに、帰宅困難者の協力を含めた、連携した取組みが必要である。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 表　事業者・行政・帰宅困難者の役割分担 | | | | | | |
|  | | | | | | |
|  | 取組内容 | 駅周辺  事業者 | 施設  管理者 | 交通  事業者 | 帰宅  困難者 | 大阪市 |
| 1 | 従業員やお客様の安全確保 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |
| 2 | 交通機関の運行状況の提供 |  |  | ○ |  | ○ |
| 3 | 〃　　　　　伝達 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 4 | 災害情報等の提供 |  |  |  |  | ○ |
| 5 | 〃　　伝達 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
|  |  |  |  |  |  |  |

**６ 基本的な帰宅困難者対策**

* 基本的な対策としては、各事業所において「一斉帰宅の抑制」※に取組む中で、帰宅困難者に関する計画（防災計画）の作成・啓発や連絡手段の確認（情報入手方法の確保）、対応の準備（安全対策）を行うとともに、「帰宅困難者の安全確保」と「帰宅困難者への情報提供」を駅周辺での混乱を防止する対策の基本とし、そのための「情報提供拠点の確保」と「一時滞在スペースの確保」に取り組む。

※大阪府：事業所における「一斉帰宅の抑制」対策ガイドライン（平成３０年９月））

巻末参考資料参照

**6-1 帰宅困難者の安全確保　（イメージ）**

**（１）屋内滞留者の安全確保**

　・施設内の従業員等、来所者、生徒等 ⇒ 施設内で安全確保（屋外へ出さない）

　・従業員等の滞留の目途 ⇒ 3日間（屋外滞留者は「1泊」を目途）

**（２）屋外滞留者の安全確保**

屋外

屋内

屋外滞留者

情報提供拠点

一時滞在スペース

身の安全確保後

受入可能確認後

情報提供の支援

**帰宅困難者の安全確保**

駅に向かう行動など

**6-2 帰宅困難者への情報提供**

* 発災後、駅周辺に多くの帰宅困難者が発生した場合、情報提供拠点を設置し、情報提供を行う
* 情報提供拠点は、協働運営とする（連絡網・連絡手段などの体制整備）

**（１）屋内滞留者への情報提供**

　　　 各施設で情報収集・情報提供

**（２）屋外滞留者への情報提供**

　　 情報提供拠点で提供（災害情報、交通情報、一時滞在スペース情報等）

**帰宅困難者への情報提供**

**6-3　鉄道事業者の基本的な帰宅困難者対策**

**鉄道事業者の責務と役割**

**（１） 運行の早期復旧**

輸送障害の発生時は、運行再開と早期の正常ダイヤへの復旧に取り組む

**（２） 鉄道利用者の安全確保**

鉄道利用者（お客様）の安全確保　⇒　施設内で安全確保などに取り組む

ターミナル駅の混乱防止

駅周辺の事業者

鉄道利用者（お客様）

　従業員等、来所者

屋外滞留者

情報提供拠点

一時滞在スペース

鉄道事業者

一斉帰宅の抑制

**早 期 の 運 行 再 開**



一斉帰宅の抑制

連携

一斉帰宅の抑制

**6-4　明日、起こるかもしれない災害への対応**

* 基本的な帰宅困難者対策は、これまでの協議会で合意形成した共助の取り組み方針であるが、「情報提供拠点」や「一時滞在スペース」の確保・運営には解決すべき課題があり、すぐにというわけにはいかない。
* 明日、起こるかもしれない災害への対応として、協議会で提唱された「現実的対応可能な共助」を基本的な帰宅困難者対策のもう一つの柱として取り組んでいく。
* 各事業所も可能な限り自らが情報を発信して対応する。なお、デジタルサイネージ（電子看板）なども活用する。
* 情報は、NHK災害情報とする。

**情報提供拠点の確保・運営**

* 事業所は自助を基本として、事業所の周辺で困っている人などの受け入れ（道義的、人道的見地）を各事業所で検討する。
* 外部の帰宅困難者（屋外滞留者）のために、例えば、10%程度の量を余分に備蓄する。

※「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策ガイドライン平成27年3月（内閣府）」より

**一時滞在スペースの確保・運営**